

韮崎市平成26年度 特定地区総合防災訓練

韮崎市総務課防災交通担当

起案日：平成26年6月6日（金曜日）

指 導：特定非営利活動法人減災ネットやまなし

【目的】 韮崎市では、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、地域防災計画を抜本的に見直し、同年、「減災力の強いまちづくり」を宣言しました。

計画では地域の減災力を高めることを重点課題とし、「いざという時に機能する自主防災組織の確立」を最終目標としています。そこで平成25年度より、毎年実施する市内一斉防災訓練では、市の指定避難所の一か所を選び、その施設を利用する住民と、施設管理者（学校・教委）の合同訓練を実施しています。

平成26年度は、以下を目的の訓練を考えています。

- ① 要配慮者の優先避難訓練（警報による指定福祉避難所への避難訓練）・・・新規訓練
- ② 要配慮者以外の避難訓練（防災無線のサイレンによる避難訓練）
- ③ 避難所における優先機能訓練
- ④ 避難所におけるその他の整備と訓練の研修
- ⑤ 避難所施設利用に関する合意のワークショップ

当日の訓練は三部構成で、第一部①、第二部②、③、④、第三部⑤ となります。

【実施に関する要綱】

（日 程） 平成26年8月31日（日曜日）

（時 間） 第一部 午前7時

第二部 午前7時30分～午前10時（サイレンは午前8時）

第三部 午前10時30分～午後0時30分

（対象施設） 韮崎市立北西小学校

（対象地区） 上記施設を指定避難所とする下記地区

① 上円井、下円井、入戸野

② 折居、青木上、青木下、おりい台

（対象他地区） 上記地区以外の参加について。

① 対象地区と同様に参加する。

② 地区で独自の訓練を実施するが、地区住民の代表が指定避難所の訓練に参加または視察する。

③ 地区で独自の訓練を実施する。

【実施までのスケジュール】（案）

| # | 日 程 | 項 目 | 内 容 | 確 |
|---|----------|--------------|---------------------|---|
| 1 | 5月21日（水） | 地区長連合会にて概要説明 | 総合訓練内容と来年度予定に触れる | 済 |
| 2 | 6月 6日（金） | 関連地区代表者説明会※ | 概要説明、地域減災リーダー育成者推薦等 | 済 |
| 3 | 6月27日（金） | 実施に向けての会議1回目 | 施設側も加わり実施内容（※※）の決定 | 済 |
| 4 | 7月31日（木） | 実施に向けての会議2回目 | 実施プロセスと役割分担の決定 | 済 |
| 5 | 8月22日（金） | 実施に向けての会議3回目 | 実施に向けた最終確認 | 済 |
| 6 | 8月31日（日） | 訓練実施 | 三部進行 | |
| 7 | 月 | 評価会議 | 反省会、課題会議 | |

※：自主防災会役員または自治会役員 ※※：社協、教委も入り、初動規定も仮設定。

【プログラム（案）】 当日の行動の詳細は、別途進行表に記載されます。

（第一部） 7時00分から要配慮者の優先避難

午前7時の訓練情報の案内音と音声で、要配慮者の優先避難開始

| | | |
|------|---|---|
| 訓練名 | 要配慮者の優先避難訓練 | |
| 概要 | 自治会ごとに地域内の要配慮者を優先させて、指定福祉避難所（社会福祉協議会施設）に避難させる訓練 | |
| 時間 | 午前7時00分～午前10時00分 | |
| 個別内容 | 1 | 自治会行動① 要配慮者避難警報を受ける |
| | 2 | 自治会行動② 要配慮者等を車に乗せ指定福祉避難所（今回は大草町の社会福祉協議会施設 老人福祉センター）に移送する |
| | 3 | 自治会行動③ 移送後、移送車両は地域に戻り訓練に参加する |
| | 4 | 要配慮者 指定福祉避難所で支援を受ける 支援内容は別途社協案による |
| | 5 | 自治会行動④ 訓練終了後、各自治会は移送した要配慮者を指定福祉避難所に迎えに行く |

〔メモ〕

（第二部①） 7時30分から訓練責任者最終確認→一旦帰宅→避難訓練

午前8時の防災訓練のサイレンで、地域初動規定に従い避難を開始

| | | |
|------|---------------------------------|---|
| 訓練名 | 初動訓練と避難所開設および避難所の優先機能の訓練 | |
| 概要 | 初動規定に従い地区住民は避難開始。避難所では優先機能の開設訓練 | |
| 時間 | 午前7時30分～午前8時40分 | |
| 個別内容 | 1 | 責任者確認作業 関係者は午前7時半に一旦集合し、最終確認後に帰宅 |
| | 2 | 小地区行動 サイレンで住民は家庭→一時避難場所→避難所への集団避難行動をとる |
| | 3 | 優先機能開設 避難所に本部、一次受付、救護スペース、医務室、トイレ、待機場（グラウンド）を開設する |
| | 4 | 避難所受付 一次受付では要配慮者に優先対応する （救出訓練をするかどうかは未定） |
| | 5 | 二次受付の開設 二次受付を開設して被災情報、避難情報を把握する 可能なら避難者名簿（被災者名簿兼用）を作成する |
| | 6 | 対策本部への連絡と要請 被災情報、避難情報を市の災害対策本部に連絡する 市の災害対策本部に、給水車、備蓄品（飲料水・アルファ米、トイレ用品）を要請する |

〔メモ〕 関係者には、訓練スタッフのベストが貸与されます。→



(第二部②) 研修の間に食料物資班による炊き出し→全員が非常食の試食
災害対策本部への要請後、体育館内で研修とアルファ米の試食

| | | | |
|----------|----------------------------|-------|---|
| 訓練名 | 避難所内での研修会と炊き出し訓練 | | |
| 概要 | 地域の減災力づくりの研修と炊き出し訓練、非常食の試食 | | |
| 時間 | 午前8時40分～午前10時00分 | | |
| 個別 内容 | 1 | 減災研修 | 研修内容（挨拶等を含めた研修時間約40分） ①「要配慮者の優先避難と避難所優先機能」 ②「韮崎市地域減災リーダー育成」 ③「緊急時トイレの利用法」 ④「ゴミを出さない食事法」 |
| | 2 | 炊事場確保 | 8時40分から食料物資班は炊き出しの準備開始 湯沸かしの場所の確保と、給水された水での湯沸し |
| | 3 | 炊き出し | アルファ米による炊き出し |
| | 4 | 食事 | 午前9時20分から非常食の試食 ラップを用いたゴミを出さない食事法の実践 |
| | 5 | 総括・解散 | 責任者による総括と、関係者による後片付け |

〔メモ〕

(第三部) 施設利用合意のワークショップ
施設管理者側と施設利用者側との緊急時の施設利用に関する合意作業

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| 訓練名 | 施設利用合意書の作成 | | |
| 概要 | 実際の施設の見取り図・平面図を用いて、緊急時の施設利用に関する利用者代表と施設管理者代表による合意形成作業 | | |
| 時間 | 午前10時30分～午後0時30分 | | |
| 個別 内容 | 1 | 作業グループ編成 | 作業グループは以下の3グループ ① 住民代表者グループ ② 施設管理者グループ ③ ミックスグループ |
| | 2 | 作業① | 人と車の動線の考察 |
| | 3 | 作業② | 優先機能の配置考察（優先機能カードを使用） |
| | 4 | 作業③ | 各グループ考察結果の発表 |
| | 5 | 作業④ | 合意形成作業（話し合いにより施設利用案を決定） 開錠する鍵の預託についての話し合い |
| | 6 | 総括・解散 | 総括後、参加者全員で後片付け、解散 |

〔メモ〕